

# 浄化槽設備士免状の再交付申請について(注意事項)

## 1. 申請先

住所地を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長あてに申請してください。(別紙参照)

封筒の表に「再交付申請」と朱書で記入してください。

## 2. 記入上の注意

- ① 記入欄には所要事項をそれぞれ記入してください。
- ② 誤字脱字を避けるため、必ず本人が楷書で記入してください。
- ③ 年月日の欄は、再交付申請する日付を記入してください。
- ④ 現住所の欄は、設備士台帳に記載されますので、自宅の郵便番号と住所を正確に記載してください。  
再交付された免状等の送付先も自宅の住所宛となります。
- ⑤ 再交付手数料(収入印紙2,300円)の添付がない場合には、再交付ができませんので注意してください。(日本政府発行の収入印紙)
- ⑥ 収入印紙ははがれないように全面糊付けしてください。ただし、浄化槽設備士証のみの再交付を申請する場合は、手数料は不要です。
- ⑦ 汚損、破損の場合には、手元にある設備士証を同時に返納してください。
- ⑧ 「再交付を申請する理由」の欄は、具体的に記入してください。(例 ○月○日、自宅が火事になり焼失した)
- ⑨ 申請内容について確認させていただく場合があるため、欄外に、平日の日中に必ず連絡の取れる電話番号を記載してください。

## 3. 再交付手続き上の注意

- ① 再交付申請の際、パスポート、運転免許証、戸籍謄本(抄本)、住民票、健康保険証等のいずれかで、本人を証明するものを添付してください。
- ② 再交付後に免状等が発見された場合は、発見された免状等を必ず返納してください。
- ③ 免状の再交付申請で、設備士証が手元にある場合は、申請と同時に返納してください。(設備士証も再交付されます。)
- ④ 再交付申請が不正に行われた場合は、公文書偽造等により刑事告発される場合があります。

## 4. 個人情報保護について

浄化槽設備士に関する個人情報は、免状等の交付、再交付、書換申請に係る事務を行うため使用されます。

## 5. その他

浄化槽設備士免状が不要になった場合は、免状を返納してください。

また、死亡された場合は、親族若しくは会社の方等によりご連絡をお願いいたします。

浄化槽設備士免状 浄化槽設備士証  浄化槽設備士免状 浄化槽設備士証		再交付申請書  の再交付を受けたいので、申請します。	収入印紙はり付け欄 (消印してはならない。)
地方整備局長 北海道開発局長		殿  フリガナ 氏 名	年 月 日
本	籍		
現	住	所	〒 —  電話番号 — —
生	年	月	日 生
浄化槽設備士免状交付番号		第	号
交	付	年	月 日
再交付を申請する理由		亡失・滅失・汚損・破損	

備考

1. 「浄化槽設備士免状・浄化槽設備士証」については、不要なものを消すこと。
2. 「再交付を申請する理由」の欄には、該当するものを○印で囲み、具体的な理由を記載すること。
3. 「本籍」の欄には、都道府県名を記載すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍を記載すること。
4. 浄化槽設備士証のみの再交付の申請の場合には、収入印紙は不要なため、はり付けないこと。
5. 沖縄県内にお住まいの方は、地方整備局長・北海道開発局長を消した上で、沖縄総合事務局長と記載すること。

日中連絡の取れる  
 連絡先電話番号

— —

## 免状等申請先一覧

地方整備局等	管轄地域	申請先所在地・連絡先
北海道開発局	北海道全域	〒060-0808 札幌市北八条西2丁目 札幌第一合同庁舎 北海道開発局 事業振興部建設業課 建設業係 TEL 011-709-2311(5893) FAX 011-738-0235
東北地方整備局	青森県、岩手県、 秋田県、宮城県、 山形県、福島県	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 東北地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 TEL 022-225-2171(6154) FAX 022-227-4459
関東地方整備局	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県、長野県	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 関東地方整備局 建政部建設産業課 建設業技術係 TEL 048-600-1906 FAX 048-600-1921
北陸地方整備局	新潟県、富山県、 石川県	〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2 北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 TEL 025-266-1171(6146) FAX 025-266-1271
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館 中部地方整備局 建政部建設産業課 建設業係 TEL 052-953-8572 FAX 052-953-8605
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 近畿地方整備局 建政部建設産業課 建設業技術係 TEL 06-6942-1073 FAX 06-6942-3913
中国地方整備局	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 中国地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 TEL 082-221-9231(6145) FAX 082-511-6189
四国地方整備局	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	〒760-8544 高松市福岡町4-26-32 四国地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 TEL 087-851-8061(6145) FAX 087-851-8106
九州地方整備局	福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、 熊本県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅前2-10-7 福岡第2合同庁舎 九州地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 TEL 092-471-6331(6145) FAX 092-476-3511
沖縄総合事務局	沖縄県全域	〒900-8530 那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部技術管理課 資材労務係 TEL 098-866-0031(3283) FAX 098-866-1650